

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 6 9 号	丹波少年自然の家事務組合規約の変更について
健やか育成課	<p>【関係法令】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 丹波少年自然の家事務組合規約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）</p> <p>【趣旨】 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、尼崎市が丹波少年自然の家事務組合から脱退することに伴い、丹波少年自然の家事務組合の規約を変更することについて協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【改正内容】 第 2 条中「尼崎市」を削る。 第 5 条第 1 項中「1 8 人」を「1 6 人」に改める。 別表中「尼崎市」を削る。</p> <p>【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日</p>